

## 医院経営

転ばぬ先の  
法律相談

させるには、後継者以外の相続人にも相当の財産を相続させる必要があります。また、後継者にも事業用財産だけでなく、相続税納税の原資となる金融資産の相続も一定必要です。

出資持分の承継は、役員退職金支出時や設備投資時等の持分評価額が下がる時期に合わせた承継が効果的です。生前の承継の場合、無償の場合は贈与税、有償の場合は譲渡税が問題となります。

遺言での承継の場合は、後継者でない相続人に相続させる財産が少ないと後継者である相続人から遺留分侵害額請求がなされる危険があります。

医療法人を娘に承継することにしました。できれば出資持分を後継者に多く残したいのですが、注意点を教えてください。(60代・男性)

持分の定めのある医療法人では、経営者である理事長の交替だけでなく所有に関わる出資持分の承継が問題となります。

法人経営の安定のためには退社による持分払戻しを避けるため法人後継者である相続人に出資持分を集中させたいところ

です。しかし、医療法人は医療法上配当が禁止されており、利益が蓄積すると出資持分の評価額が高騰化するため、円満に

後継者に出資持分を集中

出資者全員が出資持分

を放棄することで持分の定めのない医療法人に移行することも考えられます。生前に放棄する場合、法人に贈与税が課税されるのが原則ですが、認定医療法人の認定を受けて納税猶予額相当の担保を提供すれば贈与税の納税猶予・免除が受けられる場合があります。また、相続が発生しても相続税の申告期限までに認定医療法人と担保の問題をクリアすれば相続税の納税猶予・免除が受けられる場合があります。

持分の定めのない医療法人の承継は、出資持分がないため基本的に理事長の交替で承継が完了します。

(弁護士・楠晋一)